

平成 21 年 度

北海道国民健康保険団体連合会
事業計画

北海道国民健康保険団体連合会

平成 21 年度 北海道国民健康保険団体連合会事業計画

1 基本的な考え方

(1) 医療保険制度の現状

わが国の医療保険制度は、世界的な経済危機の影響等によって急速に雇用情勢が悪化する中、本格的な少子高齢化の到来と人口の減少や生活習慣病の増加に伴う医療費の増高等により、財政運営は一段と困難な状況に陥っている。

とりわけ国民健康保険制度は、国民皆保険を支える制度として、他の医療保険に加入できない高齢者や保険料(税)負担の能力の比較的低い者が多いという構造的問題を抱えていることから、厳しい財政運営を強いられている。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な医療保険制度を目指すため、平成 20 年 4 月から新たな高齢者医療制度である「後期高齢者医療制度」と医療費適正化の総合的な推進策として「特定健診・特定保健指導」などが開始されたところである。

(2) 本会の財政運営の状況

本会における財政運営については、歳入面では、国保事務の広域化及び市町村合併、国保被保険者数の減少等により一般負担金及び審査支払手数料が減収傾向になるとともに、特定健診等の受診率の伸び悩みにより運用手数料も大幅な減収となっており、歳出面では、各種電算システムの運用経費の増加に加え、平成 23 年度のレセプト請求の完全オンライン化に向けた基盤整備費用や各種電算システムの機能強化費用等を捻出することが必要となっているが、近年の保険者の厳しい財政状況に鑑み、保険者に新たな負担を求めず、本会の基本財産である財政調整資金積立金等からの繰入れによって対応していることから、財政運営は非常に厳しい状況である。

(3) IT化の推進

平成 23 年度のレセプト完全オンライン化に合わせて、ペーパーレス化による経費節減や事務の効率化を図るため、国保保険者ネットワークを利用した「保険者レセプト管理システム」及び「電子帳票システム」の導入に向けた検討を行うとともに、「次期共同電算システム」や審査支払業務等に関わる各種システムの統合・連携を目的とする最適化計画の策定が国民健康保険中央会において検討されていることから、システムの検証等積極的に準備を進める。

また、特定健診等データ管理システムの運用については、北海道は保険者数が多いことや健診機関が広範囲であることなどから、様々な契約情報と受診券の内容を確認する必要があるため、特定健診等支援システムの機能追加を行い、特定健診等事業の迅速かつ効率的な運用に努める。

(4) 保健事業の推進

地域住民の健康教育、一次予防を重視した生活習慣改善や生きがいづくり支援事業を継続し、効果的・効率的な保健事業を支援する。特に医療保険者に義務化された特定健診・特定保健指導について、特定健診受診率の向上や効率的な保健指導の支援を行い、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の減少のために積極的に取り組む。

なお、今年度は「ねんりんピック北海道・札幌 2009」の開催が予定されており、本会では“国保館”を協賛イベントとして出展し、国保被保険者に対して健康に対する意識の向上や国民健

康保険制度に対する理解を深める。

(5) 審査支払事業等の充実

医療機関からのオンライン請求の拡大に合わせて、レセプトの審査事務共助の更なる充実を図るため、新たに審査事務共助システムを導入し、審査の適正化及び事務の効率化を進める。

更に、高点数レセプトの重点審査、医療技術の高度・専門化に対応するため、審査委員及び専門部会員並びに再審査部会員の増員を行い、医療費適正化に向けた審査の充実強化に万全を期す。

介護保険事業については、引き続き適正な審査を行うとともに、市区町村の介護給付費適正化対策を支援する。また、介護サービス苦情処理業務についても、利用者等からの苦情相談に対して、関係機関との連携を図り適切に対応する。

障害者自立支援事業については、障害福祉サービス、障害児施設及び地域生活支援事業にかかる支払業務を適正かつ円滑に運用するよう努める。

(6) 個人情報保護対策

本会が保有している各保険者等の個人情報保護に関して、平成 21 年度のプライバシーマーク認証取得申請に向け、十分な個人情報保護対策を講じる。

(7) 今後の取組

平成 21 年度には、出産育児一時金の支給制度見直しに伴う出産一時金の支払事務、介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための特例交付金の交付事務などが、本会が新たに担う事業として想定されており、より一層保険者の負託に応えるべく事業を推進するため万全を期す。

また、既存の事業においても、随時見直しを図り、経費節減及び事務の効率化を図る。詳細については、以下に記述するとおりである。

2 財政運営

財政運営については、レセプトのオンライン請求の完全実施を目指すなど I T 化の進展とともに、保険者である市町村及び国保組合の財政状況が更に厳しさを増している状況を踏まえ、保険者の負担増を極力抑制しつつ、適正かつ迅速な業務運営と必要な業務環境の整備を進め、健全な財政運営を図ることを基本とする。

3 総会及び役員会

総会及び役員会の予定は次のとおりである。

総 会	年 4 回 (7 月・10 月・11 月・3 月)
理 事 会	年 5 回 (7 月・9 月・10 月・11 月・2 月)
監 事 会	年 3 回 (6 月・11 月・2 月)
特別委員会	年 1 回 (未定)

4 役 職 員

常勤の役員数及び職員数は次のとおりである。

職員の定数については、平成 23 年度からのレセプト請求の完全オンライン化を踏まえ、I T

化の着実な実施、画面審査システムの更なる推進、歯科を含むレセプト電算処理システムの普及、後期高齢者医療にかかる業務処理、医療費適正化のための審査の充実強化等が求められているところであるが、現員をもって対応することとし、事務量増加分については、従前どおり臨時職員で対処することとする。

区 分	常務理事	常勤監事	事務局長	事務職員	事務補	計
人 数	1	1	1	195	14	212

5 国保の運営に関する事業

(1) 国保の長期的安定及び保険者事業の共同推進を図る事業

国保財政の長期的安定と国保事業の充実及び事務の向上を目的として、次の事業を実施する。

- ア 国保制度安定強化北海道大会（仮称）の開催
- イ 国保制度改善強化対策推進運動の展開
- ウ 国保事業充実強化推進協議会、同運営委員会の開催
- エ 国保運営協議会会長連絡協議会役員会及び会長研修会の開催
- オ 国保事務研究会の開催
- カ 国保実務講習会の開催
- キ 保険料（税）適正算定システムを活用した財政診断事業
- ク 医療費分析講習会の開催
- ケ 国保保険料（税）算定マニュアル研修会の開催
- コ 保険料（税）収納率向上対策事務研究会の開催
- サ 第三者行為求償事務講習会の開催
- シ 第三者行為（交通事故）求償事務の受託
- ス 国民健康保険事業功績者に対する表彰
- セ 国保問題研究委員会の開催
- ソ 各種統計資料等の配布

(2) 広報事業

国保事業の円滑な運営に資するため、中央の情勢等を報知し、併せて本会の状況を関係機関に周知するとともに、保険者が行う保健事業等を積極的に支援するための広報宣伝活動を推進するため、次の事業を実施する。

- ア 広報誌「北海道の国保」の編集・発行
- イ テレビスポット放映
- ウ ポスターの作製・配布
- エ リーフレットの作製・配布
- オ ホームページの公開
- カ 広報事業検討委員会の開催
- キ 国保制度及び予算等に関する「速報」の発行

(3) 保険運営安定化対策事業

高齢社会を迎え、高齢者を多く抱える国保事業に対し、保険者が行う共同事業の目的達成のため、本会の機能と役割を強化することを目的として、次の事業を実施する。

ア 嘱託保健師の雇用及び派遣

保険者が保健活動を効果的に行うための助言を行うとともに、嘱託保健師を派遣し支援する。

イ 研修会の開催

関係者に対し、国保の現状と問題点を周知し、より効果的な保健活動の理解を求め、次の研修会等を開催する。

(ア) 国保特別講演会

(イ) 保健事業担当課長・保健指導係長等合同研修会

(ウ) 市町村栄養士等研修会

ウ 医療費適正化等に対する支援

地域住民に対し、制度の概要、財政状況、健康づくり等を周知し、医療費適正化の実効を図るため、次の支援を行う。

(ア) 体力診断システム(健康くらぶ)・体組成計・マイクロアイ・ノルディックウォーキング用ポール・血行測定(BCチェッカー)・簡易自己血糖測定器・脳年齢計・着ぐるみ・はっぴ等の貸出し(本会ホームページ参照)

(イ) 国保PR用粗品の提供

(4) 本会支部の育成強化を図る事業

支部機能の充実強化を図るため、次の事業を実施する。

ア 支部会議の開催

イ 支部交付金の交付

(5) 国保診療施設の健全な運営と施設相互の連携を図る事業

国保診療施設が地域社会における保健事業の積極的な推進に寄与し、国保診療施設の果たす役割を一層認識するとともに、組織の継続と健全な事業運営を図るため、次の事業を実施する。

ア 第14回北海道国保地域医療学会の開催

イ 国保診療施設開設者協議会役員会議の開催

ウ 国保診療施設開設者協議会研修会の開催

エ 国保診療施設管理者研修会の開催

オ 国保診療施設連絡協議会研修会の開催

カ 北海道国民健康保険診療施設連絡協議会との連絡協調

(6) 国民健康保険在宅医療等推進支援事業

保険者が在宅医療等を具体的に推進していくために、本会と保険者間において構築した在宅医療等推進支援システムによるネットワークを利用して、共同電算処理事業のデータを国保情報統計システム(略称KISS)により提供し、市町村で実施する各種事業の支援を行う。

(7) 小規模保険者支援事業

小規模保険者に対して保健活動の効果的な実施を図るため、嘱託保健師を派遣し支援する。

(8) 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業

国民健康保険の財政の安定化を図るため、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業並びに国民健康保険中央会が実施する超高額医療費共同事業を実施運営する。また、必要事項の協議に当たっては運営委員会を開催する。

6 北海道国民健康保険健康教育センター

国保被保険者が自ら健康の保持増進に努め、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図るため、次の事業を実施する。

(1) 健康教育センターの運営

ア 職員の配置（併任）

センター事務を行うため、職員を配置（併任）する。

イ 保健事業検討委員会の開催

健康教育センター事業を効果的に推進するため、保険者（担当課長等）による委員会を開催し、協議・検討する。

(2) 被保険者教育事業

ア 視聴覚教材及びイベント用器材の購入貸出し

地域住民の健康教育、衛生教育に関する認識を高めるため、既存教材のほかビデオ・DVD作品、健康測定器材等を購入し、市町村における保健活動用教材として希望する保険者へ貸出しを行う。

イ 保険者への情報提供及び被保険者教育用冊子等の作製配布

市町村・国保組合及び国保運営協議会委員並びに国保診療施設等に、関係資料を配布する。

(ア)「国保新聞」

(イ) 広報誌「北海道の国保」

(ウ) 制度改正等周知用パンフレット

(エ) その他、被保険者教育用資料及び参考図書

ウ 健康管理強化月間（健康増進月間）の設定

被保険者の健康に対する自覚と認識を深めるため、健康管理強化月間（健康増進月間）を設定し、次の事業を実施する。

(ア) 健康増進月間ポスターの作製配布

(イ) 適正受診及び健康づくり等の啓蒙活動

(ウ) 健康の保持増進に関する作文・標語・ポスターの募集並びに優良作品の選定

エ 保健推進員リーダー研修会

各市町村に設置されている保健推進員等が、地域における保健活動をより効果的に進めるために、リーダー養成のための研修会を開催する。

オ 市町村保健活動支援事業

地区を指定して市町村職員との協働活動により、被保険者の健康づくりに対する意識を高め、主体的に健康づくりを進められるよう支援する。

カ 高齢者在宅保健・医療・福祉ネットワーク推進会議

高齢者等の援助を必要とする地域住民の多様なニーズを明らかにするとともに、そのニーズに応えるために、地域の特性に即した保健・医療・福祉サービスの総合的な提供と保健・

医療・福祉の関係機関をはじめ地域における団体等の連携をどう図って行くか研究、協議を進める。

キ 生活習慣改善と生きがいつくり支援事業

生活習慣の改善と QOL（生活の質）の向上を図り、地域で生きがいを持って生活し併せて健康寿命の延伸を図ることを目的に、次の事業を通じて保険者が実施する被保険者教育事業の支援を行う。

（ア）生活習慣病予防・生きがいつくり講座講師派遣（生活習慣病等専門分野の講師等の派遣）

（イ）糖尿病予防のための啓発（簡易自己血糖測定器の貸出し）

ク 健康なまちづくり推進支援事業（生活習慣病の予防と改善に向けて）

地域住民の疾病予防及び健康の保持増進、更には特定保健指導等を学識経験者等からの協力を通じ、より効果的に展開することにより医療費適正化及び国保財政の安定を図る。また継続した効果的・効率的な保健事業を推進するため、保健事業従事者の人材育成を図る。

ケ 生きがいつくり推進セミナー

自らの健康を守り自立した社会生活を送るため、社会的な役割を持ち、地域で生きがいを持って生活することを推進するセミナーを開催する。

コ 生活習慣病対策支援事業

特定健診・特定保健指導の導入により、国保医療保険者においては地域全体の健康づくりを推進し、特定健診受診率の向上や効率的な保健指導の実施により、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の減少が求められている。本事業は、生活習慣病対策の総合的な推進に資する事業に対して補助し、地域全体の健康づくりを推進する。

サ 北海道生涯学習協会との連携

保険者の希望により、生きがいと意欲を持った住民の参加を促進するため、（財）北海道生涯学習協会と連携し、次の事業を「道民カレッジ」の学習単位認定講座とする。

（ア）生活習慣病予防・生きがいつくり講座

（イ）生きがいつくり推進セミナー

（3）保健活動等対策事業

ア 国保保健活動研修会の開催

特定健診・特定保健指導の実施における保健師・管理栄養士等に対し保健指導にかかるスキルの向上を図るための研修会を行い、生活習慣病対策を効果的に推進する。

イ 市町村保健師職業紹介事業

市町村保健師の確保を支援し、保健事業に対する実質的な効果の向上を図る。

ウ 特定健診等推進支援事業

特定健診及び特定保健指導について、市町村（国保・衛生）と本会が協働して、市町村における企画・実施・評価の過程を通じて特定健診・特定保健指導の効果的な展開を試行し、次年度以降の展開につなげる。

エ 保険者協議会との連携

医療保険者の代表で構成する保険者協議会と連携し、特定健診及び特定保健指導等の実施に向けた医療費分析や保健事業の手法について検討協議を行う。

オ 北海道市町村保健活動連絡協議会との連携協調

(4) 「ねんりんピック北海道・札幌 2009」協賛イベント参加

国民健康保険被保険者等に対し、健康づくりや生きがいづくりに対する意識の高揚を図るとともに、国民健康保険制度に対する理解を深めるための協賛イベントとして“国保館”を出展する。

7 障害者自立支援事業

平成 19 年 10 月から障害福祉サービス、平成 20 年 10 月から障害児施設及び地域生活支援事業にかかる支払業務を開始したが、市町村の負託に応えるよう次の事業を実施する。

(1) 支払業務

電算システムの運用により、迅速かつ適正な処理を行う。

(2) 共同処理業務

各市町村に共通する業務を一元的に処理することにより、障害者自立支援事業の適正かつ効率的な運営が図られるため、次の業務について共同処理を行う。

- ア 特例介護給付費及び特例訓練等給付費支払処理
- イ 地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援）支払処理
- ウ 利用者負担分の自治体独自助成支払処理
- エ 統計資料作成処理

(3) 説明会の開催

障害者自立支援事務の市町村担当者に対しシステム及び問題点等の説明会を実施し、障害者自立支援事業の円滑な運営を図る。

- ア 障害者自立支援給付支払等システム市町村担当職員説明会

8 介護保険事業

審査支払業務及び介護サービス苦情処理業務の円滑な推進を図るため、次の事業を実施する。

(1) 審査業務

介護給付費の審査は、全国統一の標準システムにより審査を行うが、出来高分については介護給付費審査委員会において審査する。

(2) 支払業務

電算システムの運用により、迅速かつ適正な処理を行う。

(3) 国保連合会における適正化推進等事業

介護給付費等の審査支払業務を通じて保有する給付実績情報から、保険者等が主に介護費用面における適正化対策事業に活用する資料の提供を行う。

(4) 共同処理業務

各保険者に共通する業務を一元的に処理することにより、介護保険事業の適正かつ効率的な運営が図られるよう次の業務について共同処理を行う。

- ア 要介護認定更新支援処理

- イ 償還払給付額管理処理
- ウ 介護給付費通知作成処理
- エ 高額介護サービス費支給処理
- オ 主治医意見書料支払処理
- カ 認定調査委託料支払処理
- キ 市町村特別給付等支払処理
- ク 被保険者証作成処理

(5) 介護サービス苦情処理業務

ア 介護サービス苦情処理委員会

要介護者等からの介護サービスに対する苦情相談を受けた場合は、介護サービス苦情処理委員会で検討し、必要に応じて介護サービス改善に関する指導及び助言を行う。

イ 改善状況の確認調査

介護サービス苦情処理委員会より、改善に関する指導助言を行った事業所に対し、改善状況等について確認・調査を行う。

ウ 介護保険苦情相談連絡会議

北海道、市町村、居宅介護支援事業者、国保連合会等の関係機関がそれぞれの役割に応じて迅速かつ適正に対応し、それぞれの機関が受け付けた苦情等を集約して情報の共有化を図りながら、連携して処理に当たることができるよう介護保険苦情相談連絡会議を開催する。

エ 苦情相談の状況調査

介護保険の苦情相談に対応する関係機関の適切な苦情処理に資するため、北海道、市町村、国保連合会が受け付けた苦情相談の情報を集約し共有化を図る。

オ 介護苦情・相談センター機能

利用者等からの不適正事業者等に関する通報を促し、介護苦情・相談センター機能を強化するため、専用電話の設置、通報情報管理システム等の苦情相談体制の充実を図り、情報を共有化することで北海道及び市町村の事業者監督や保険者の給付適正化の取り組みを支援する。

(6) 研修（講習）会の開催

介護保険者事務担当者及び介護サービス苦情相談担当者に対し実務研修を実施し、介護保険事業の円滑な運営を図る。

ア 介護保険市町村等担当職員説明会

イ 介護サービス苦情相談担当者研修会

9 診療報酬審査支払事業

(1) 審査業務

ア 審査委員会における審査の充実強化

近年の診療報酬明細書は、内容の複雑かつ高点数レセプトが増加しており、これを審査するにあたり、審査研究会及び国保・社保審査委員協議会並びに審査専門部会、再審査部会等を開催し、審査委員の審査技術の向上を図ることとする。

更に、昨年度より後期高齢者医療にかかる審査支払業務の受託による件数の増加及びレセ

プト電算処理システムにおける画面審査の導入、それに伴う旧総合病院レセプトの画面審査移行による専科の件数の増加により、本年1月より審査委員を増員し効率的かつ効果的な審査を実施する。

また、審査委員会運営委員会においても審査の充実強化について協議することとする。

イ 審査事務共助の強化

事務共助期間を十分確保するとともに、審査事務共助の更なる充実を図るため、新たに審査事務共助システムを導入し、審査の適正化・事務の効率化をより強化する。

また、審査の情報開示として、保険医療機関等に対しては一次審査及び再審査における査定事由並びに査定内容を通知し、保険者等に対しては再審査における原審査どおりの理由を全件について通知する等、より一層の情報開示を行い、適正な保険請求及び再審査事務の理解を得る。

ウ 再審査レセプトにかかる現地指導

再審査における、原審査件数の多い保険者に本会職員を派遣し効率的かつ適正な保険請求の助言を実施する。

エ 関係機関との連携

- (ア) 国保・社保審査委員協議会及び審査事務連絡会議の開催
- (イ) 医師会主催の健保請求事務講座、健保請求事務研修会への講師派遣
- (ウ) 支部主催のレセプト確認事務講習会への講師派遣
- (エ) 北海道厚生局主催の指定時講習会への講師派遣

オ 研修（講習）会の開催

- (ア) レセプト確認事務講習会
- (イ) 診療施設保険医療事務研修会
- (ウ) 保険者事務共同電算処理事業説明会

(2) システムの運用等

ア レセプト電算処理システムの運用

レセプト電算処理システムは、平成13年度の稼働開始以来、平成20年12月現在、医科では1,009機関から96万件（電子請求率49%）、調剤では1,735薬局から106万件（電子請求率94%）のレセプトが磁気媒体或いはオンライン請求システムで提出されているところであり、平成21年3月からは歯科分が開始することから、今後レセプト電算処理システムを導入する医療機関等の増加が見込まれる。

このような中で、紙レセプトによる請求を行っている医療機関等の混在により、事務処理が輻輳することになるが、事務の効率化に努め、運用の適正化を図ることとする。

イ オンライン請求システムの運用

平成18年4月の請求省令の改正により、本会では平成19年4月からオンライン請求システムを導入したところであるが、平成20年12月現在、医科で183機関から42万件、調剤では482薬局から30万件がオンライン請求されており、平成21年3月からは歯科分のオンライン請求が開始すること、また、平成23年度の完全オンライン化に向けて順次、医療機関等が導入することになることから、体制の整備に万全を期することとする。

ウ OCR処理システムの運用

OCR（光学式文字読取装置）処理システムは、入力精度の向上とコスト削減等を図るため、平成19年10月から導入したところであるが、更なる経費削減を図るため様々な創意工夫を

検討する。

エ 後期高齢者医療請求支払システムの運用

後期高齢者医療広域連合より審査支払業務の委託を受け、平成 20 年 4 月に施行された後期高齢者医療制度に対応した、後期高齢者における診療報酬の請求支払システムを運用する。

オ 後期高齢者医療広域連合受託業務

平成 20 年 4 月から後期高齢者医療広域連合業務の一部を受託し、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運用業務を実施する。

カ レセプト電算処理システム（画面審査システム）における画面審査の推進

レセプト審査において、効率的かつ効果的な審査を行うため、事務並びに審査委員会での画面審査システムを活用した画面審査の更なる推進を図る。

（3）支払業務

電算システムの運用により、迅速かつ適正な処理を行う。

10 保険者事務共同電算処理事業

（1）一般業務

保険者事務の一助となる各種出力帳票について、説明会等で有効な活用方法の周知を行い、保険運営安定化計画及び医療費適正化対策に資するとともに、保険者の意見を基に現帳票の見直しについても対応することとする。

（2）社保老健業務

市町村事務の省力化と医療費適正化対策の一層の推進を図るため、社保老健の共同電算により帳票を作成する。

（3）特別業務

定例処理以外の特別業務は、医療費の通知及び疾病統計のほか、保険者の希望により随時出力を予定している。

11 貸付事業

（1）国保事業運営資金の貸付

国保事業における年度内経理資金調達を緩和するため、保険者及び国保診療施設に対して低利で資金の融資を行い資金運用の円滑化と財政の健全化を図る。

（2）高額療養費の貸付

高額な医療費の支払いが困難な国保の世帯主に対して、保険者の斡旋により必要な資金を無利子で貸し付け、医療費の支払いを円滑にするとともに、安定した生活と福祉の増進に寄与するため、高額療養費の貸付事業を実施する。

（3）出産費資金の貸付

出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる国保の世帯主に対して、保険者の斡旋により出産に要する費用を支払うための資金を無利子で貸し付け、被保険者の福祉の向上に寄与するため、出産費資金の貸付事業を実施する。

12 保険料特別徴収システムの運用

昨年度の法改正により、介護保険料に加え国民健康保険料(税)及び後期高齢者医療の保険料について、年金からの特別徴収を実施することとなったが、その情報交換を年金保険者と市町村が直接行うのではなく、国保中央会と国保連合会を經由機関として、本システムにより特別徴収処理にかかる情報交換処理業務を行う。

13 特定健診等データ管理システムの運用

特定健診等データ管理システムは、国保連合会が市町村、国保組合、後期高齢者医療広域連合から委託を受け、特定健診・特定保健指導の実施における費用の決済及び健診等機関から送付された特定健診・保健指導結果データの管理並びに国への報告に関する事務処理等を行う。

(1) 支払業務

電算処理システムの運用により、迅速かつ適正な処理を行う。

(2) 研修会の開催

- ア 特定健診等データ管理システム操作説明会(道内4ブロック)
- イ 特定健診等データ管理システム研修会